

介護分野 就職支援金貸付制度

「介護分野就職支援金貸付制度」は、他業種で働いていた方等であって、一定の研修を修了し、介護分野に就労しようとする方に対し、就職の際に必要な経費（就職支援金）を貸し付けることで、福祉・介護人材の確保及び定着を支援する制度です。

貸付限度額 **20 万円**（講習会参加費、被服費等）

介護職員等の業務に2年間従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。

※貸付けは無利子です。



◎ 詳細については、お気軽にお問合せください。

問合せ先：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部
020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 電話 019-601-7022
<http://www.iwate-shakyo.or.jp/kenmin/shugaku.html>

介護分野就職支援金貸付制度の概要

貸付対象	<p>● <u>次の基準を全て満たす方が申請できます。</u></p> <p>(1) 他業種で働いていた方等（介護職未経験、無資格等）であって、介護職員初任者研修以上の研修（実務者研修、訪問介護員（ホームヘルパー）1級課程、訪問介護員（ホームヘルパー）2級課程、介護職員基礎研修のいずれか）を修了した方（修了前の場合は※1 参照）</p> <p>(2) 岩手県内に所在する次の事業所又は施設で、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者（以下「介護職員等」という。）として就労した方又は就労を予定している方</p> <p>① 居宅サービス等を提供する事業所又は施設 ② 第一号訪問事業を実施する事業所 ③ 第一号通所事業を実施する事業所</p> <p>※1 介護職員等としての就職と同時に初任者研修等を受講する場合、研修修了後に修了証を提出する等の手続を行うことで、研修修了前に貸付けを行うことも可能です。事前にご相談ください。</p> <p>※2 「離職した介護人材の再就職準備金貸付」又は「障害福祉分野就職支援金貸付」を利用したことがある方は、貸付対象外です。</p>
受付期間	<p>随 時 ※ <u>内定日以降、就労開始後 2 か月以内に申請してください。</u></p>
貸付額	<p>● 貸付上限額 200,000 円</p> <p>※ 貸付回数は、1人当たり一回限りとします。</p> <p>※ 貸付けには審査がありますので、貸付けをお断りする場合や、希望額どおりの貸付額に満たない場合もあります。</p> <p>● 貸付金の使用例</p> <p>① 子どもの預け先を探す際の活動費 ② 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費 ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れるかばん等の被服費 ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費（自動車に関する費用は不可です。） ⑥ その他就職する際に必要となる経費として適当と認める経費</p>
返 還	<p>介護職員等の業務に従事する意思がなくなった場合等、返還免除の要件を満たさなかった場合は、原則として貸付金を返還しなければなりません。</p>
免 除	<p>介護職員等として就労した日から、岩手県内において 2 年間（在職期間 730 日以上、業務従事期間 360 日以上）、引き続き介護職員等の業務に従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。</p> <p>※ 介護職員等としての就職と同時に研修を受講した場合、免除までの 2 年間は、<u>研修を修了した日から起算した 2 年間</u>となります。</p>